

最高裁総一第355号

令和5年3月29日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

なお、随員として、高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催
について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年6月14日(水)及び15日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:15	13:15 ～ 17:15
14日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00		
15日 (木)	事務的協議 (事務連絡)		

最高裁総一第356号

令和5年3月29日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催
について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年6月14日(水)及び15日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 15	13 : 15 ～ 17 : 15
14日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00		
15日 (木)	事務的協議 (事務連絡)		

令和5年3月31日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 長 田 雅 之

事 務 連 絡

6月14日（水）及び15日（木）開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において、別紙1記載のとおり協議テーマを定めるとともに、別紙2記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお、管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は、当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨（37字×26行で、A4用紙3～4枚程度を目安とする。）の提出を受けた上、これを当職に提出していただくこととなりますが、期限等は追って当職から別途連絡します。

また、最高裁判所においては、会同当日の討議の参考としていただくため、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を5月中旬頃を目処に送付する予定です。

おって、事務的協議については、改めて連絡します。

(別紙1)

令和5年度長官所長会同協議テーマ（論点事項）

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- 1 これまで、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。他方で、実務を担う裁判官の中にはこれらの取組の効果を実感することができず、事件処理に負担を感じている者もいるのではないかと指摘もある。各分野において裁判官が事件処理に負担を感じる状況にあるか、その内実・程度・原因をどのように分析するか。これまで裁判所全体で行われてきた部の機能の活性化の取組や各分野における審理運営改善に向けた取組は、日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。
- 2 事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

横浜家庭裁判所 萩 本 修

広島地方裁判所 村 越 一 浩

令和5年5月8日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 長 田 雅 之

事 務 連 絡

6月14日（水）及び15日（木）開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同に関し、3月31日付け当職事務連絡により改めて連絡することと
していた事務的協議について、別紙のとおり定めましたので、地方裁判所長及び家
庭裁判所長に伝達してください。

(別紙)

令和5年度長官所長会同協議テーマ(論点事項)

組織的に対応すべき事項に対する所長の役割(事務的協議)

裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限発揮させる方策

裁判所においては、デジタル化を契機として、事務の合理化、効率化を図り、職員が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織作りを目指す様々な取組をすすめているところ、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用することが重要であると考えられるが、現状はどうか。仮に将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用できていない実情があるとするば、その背景・原因としてどのようなことが考えられるか。

これらの背景や原因を解消するために考えられる取組として、どのようなことが考えられるか。その際、所長や上級庁が果たすべき役割は何か。

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

令和5年6月14日、15日開催

協議事項（１日目（６月１４日））

１ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) これまで、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。他方で、実務を担う裁判官の中にはこれらの取組の効果を実感することができず、事件処理に負担を感じている者もいるのではないかとの指摘もある。各分野において裁判官が事件処理に負担を感じる状況にあるか、その内実・程度・原因をどのように分析するか。これまで裁判所全体で行われてきた部の機能の活性化の取組や各分野における審理運営改善に向けた取組は、日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。
- (2) 事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

横浜家裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

広島地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

事務的協議事項（２日目（６月１５日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

２ 組織的に対応すべき事項に関する所長の役割

裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限発揮させる方策

裁判所においては、デジタル化を契機として、事務の合理化、効率化を図り、職員が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織作りを目指す様々な取組をすすめているところ、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用することが重要であると考えられるが、現状はどうか。仮に将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用できていない実情があるとするれば、その背景・原因としてどのようなことが考えられるか。

これらの背景や原因を解消するために考えられる取組として、どのようなことが考えられるか。その際、所長や上級庁が果たすべき役割は何か。

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) これまで、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。他方で、実務を担う裁判官の中にはこれらの取組の効果を実感することができず、事件処理に負担を感じている者もいるのではないかとの指摘もある。各分野において裁判官が事件処理に負担を感じる状況にあるか、その内実・程度・原因をどのように分析するか。これまで裁判所全体で行われてきた部の機能の活性化の取組や各分野における審理運営改善に向けた取組は、日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。
- (2) 事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

(横浜家裁)

1 事件処理の負担感について

現場の裁判官を見ていると、平日夜遅くまで居残り、休日出勤をし、又は持ち帰り仕事をしている人が多数いる。これは、俗に多忙とされる大規模庁だけではなく、中小規模庁や支部にも当てはまる。この状況を負担と感じるかどうかはその人の価値観や仕事に向き合う姿勢（例えば、ある程度の居残りや持ち帰りは実力をつけるためにやむを得ないと思うか、平日の昼間に脇目も振らずに仕事をして片付かない量の仕事をさせられるのはおかしいと思うか等）にもよるので、一概には言えないが、事件処理に追われて時間的又は精神的に余裕がないという意味での負担感を有している裁判官が相当数いることは間違いない。それが繁忙感にとどまるか疲弊感や焦燥感にまで増悪しているかは、これまた人によると思われる。

2 負担感の原因及びその改善策について

事件処理に追われるということは、単純化すれば、事件処理に要する時間がそれに費やせる時間を上回るキャパオーバーの状態に陥っていることを意味するから、その原因は、事件処理に要する時間が長い（長くなっている）か、それに費やせる時間が少ない（減っている）か、その両方かであり、この状態を改善するには、前者を短縮するとともに後者を増やすしかない。

なお、事件処理に要する時間は、担当する事件の量及び質と担当裁判官の能力によるところが大きいが、事件の量及び質は裁判官の配置及び事務分配によるほかは外来的な要因であり、裁判官の能力は自己研さんや成長支援により向上を図るべきものである。

3 これまでの「取組」と称するものの功罪について

上記2の観点から部の機能の活性化「の取組」や審理運営改善「に向けた取組」を見ると、裁判の質を高めることに主眼が置かれていたこともあってか、事件処理に要する時間の短縮効果をもたらす側面は小さく、会議のための会議が増えたことを含め、事件処理そのものに費やせる時間を奪う側面がはるかに大きいから、少なくとも現状では、これらは事件処理の負担感の改善に資するものではなくむしろその逆であると評することになる。

もとより、これらは上記の観点だけから評価すべきものではなく、例えば審理運営改善に向けた弁護士会との意見交換のように、たとえ多くの時間をとられるとしても十分にその存在意義を見いだせるものもあることは言うまでもない。

しかし、これらに限らず、これまでの「取組」と称するものには、取組と称すべきではないものを「取組」と称しているという問題があり、これによる弊害が大きい。

達成すべき明確な目標があり、達成すべき期限を設定し得るもので、達成したか否か（すなわち取組が成功したか否か）を判定し得るものであれば、取組と銘打つにふさわしく、進捗状況に応じて期限の延長等の軌道修正が可能であ

るし、途中で困難等に直面しても目標を達成するまでの辛抱であるなどとしてモチベーションを維持することができるし、目標を達成すれば（あるいはその達成を断念すれば）取組は終了するから取組が続いているかどうかで迷うこともない。

しかし、これまでの「取組」と称するものは、その趣旨や目的の説明では「あるべき姿」「実現すべき審理の在り方」といった正解がどこかに一つだけあるかのようなフレーズが並ぶものの、それ自体が抽象的かつ概括的すぎて達成目標が判然とせず、達成したか否かの判定のしようもなく、期限の定めもない。そもそも、裁判官の仕事はより良い裁判の実現であり、そのための努力や創意工夫は日常的かつ永続的な営みでなければならないから、これを「取組」と称して働き掛けること自体にも疑問がある。にもかかわらず、これを「取組」と称したことにより、あたかも日常的な営みとは別に何かをしなければならぬのではないかといったプレッシャーを現場の裁判官に与え、そうした誤解を招き、その何かを行うこと自体が目的化し、効果に疑問を感じながらも続けることでやらされ感が増す一方で内容は形骸化し、ためにする会議等が増え（長官所長会同でも、一時期、各庁が実施している会議等を紹介しあう発言が多く出され、会議等を実施すること自体が「取組」を進めていることであると誤解しているのではないかという疑問を感じたことが想起される。）、多くの裁判官に徒労感を抱かせる結果となっている。部総括クラスの優秀な裁判官が「やれることは全部やっているのに、これ以上、一体何をやれというのか。」とこぼすのを聞いたことがあるが、この発言が現状を端的に物語っている。

また、「取組」と称するものは数が多すぎ、「取組」相互の関係も必ずしも明確ではなく、現在進行形かどうか分かっていないものや開始時の目的があやふやになっているものもあるように思われる。

加えて、「取組」と称するものは、能力や経験値に差異があることを捨象して全ての裁判官に同じ内容を求めており、理想を追求する姿としては美しいが、現実的にはその働き掛けに応えることができる裁判官がどれだけいるのかとい

う問題をも内包している。このことは、デジタル化を含む組織課題等に関して、とても目を通しきれない（まして読み込むことなどできない）大量の資料が配布され、実際には読んで（読めて）いないのにあたかも読んだことを前提とする議論が各地で行われている状況とどこか似ている。

4 負担感を改善するための仕掛け（「取組」ではない。）について

上記3を踏まえると、まずは、多くの裁判官が無用なプレッシャーを感じることなく、時間的な余裕がない場合には最も重要な仕事である事件処理に専念することができるように、「取組」と称するものを真に必要なものだけに整理廃合するとともに、残すべきものについても、理想像を追求するだけではなく、向上心に欠ける現状維持バイアスを容認するものではないことを明らかにしつつ、現実的に多くの裁判官が受け入れやすいものとすべきである。

そして、事件処理に要する時間を短縮するために、少しでも楽な方法（合理的と言うと硬いので楽と言いたい。）を模索することは、決して手抜きではなく、むしろリソースに限りがある中で全体としてのパフォーマンスを最大化するために必須の手段として推奨されることを再確認した上で、効率化や省力化によって個々の事件処理の時間短縮を図ると同時に、事件の軽重や難易度に応じてメリハリをつけるなどして事件処理全体の時間短縮を図ることを促すべきである。例えば、中小規模庁では管内の裁判官が事件処理に当たっての疑問点を一人で抱え込まずにいつでも聞けるようにする工夫（メーリングリストや相談窓口の整備等）が行われているが、このように質問や相談のチャンネルを増やすことは調査の労力の省力化に有効であろう（もっとも、心理的安全性が保たれている環境下にあってもなぜか人に聞くことができない、聞こうとしない裁判官がおり、これはまた別の難題である。）。

また、事件処理に費やせる時間を増やすためには、仕事以外の時間を犠牲にして仕事に回すという選択肢が採り得ないとすれば、仕事全体の中でメリハリをつける（事件処理そのものをそれ以外の仕事よりも優先する）しかないから、事件処理に手一杯の裁判官がいる場合には、事件処理を優先しやすいような雰

困気作りを意識的にすべきである。多くの裁判官は、事件処理そのものを優先して会議等に出席しなかったとしても、より良い裁判のための努力や創意工夫を放棄しているわけではなく、効率化や省力化に直結するような審理運営上の工夫等への関心は高いはずであるから、会議等の成果物としての工夫例をできるだけ多く蓄積・共有し、いいところ取りを推奨しておけば、自分に合いそうなもの、しっくりきたもの、手間をかけずにできそうなものから少しずつでも採用して実践することが十分に期待され、やらされ感が強かったこれまでよりも、かえって現実的な対応が促され、事件処理の迅速化ひいては負担感の改善につながるのではないかとも思われる。

第1 論点事項(1)について

1 事件処理の負担（感）の現状

民事事件は、新受件数が横ばいないし減少傾向である。未済件数は、ここ一、二年、減少傾向を示しつつあるが、平均審理期間については高止まりの状況にある。単独事件を多数抱える右陪席裁判官は、日中のほとんどの時間を期日等に費やし、起案や準備は平日夜遅くや週末に行っている者も多い。各種取組自体への対応でも時間が圧迫されている。刑事事件は、ここ数年新受件数は横ばいであり、裁判員裁判の件数は決して多くないが、昨年度は長期未済事件が相次いで終結したこともあり、繁忙度は高かった。重大著名な刑事事件は心理的負担が重い。準抗告事件が増加し、休日対応が恒常的になるなど、単身赴任者には負荷がかかる状況にある。ワークライフバランスに関する意識の変化、働き方改革の進展など社会の変化もあり、若手裁判官の意識や感覚は、ベテラン世代とはかなり異なり、深夜残業や休日出勤を当然とする職場文化や執務環境に厳しい目を向けている。

2 審理運営改善の取組

(1) 部の機能の活性化について

部の機能の活性化の意義・目的は、事件処理の質の向上、部全体で事件処理に当たる意識の醸成、部内での議論を通じての陪席裁判官の成長支援、訴訟運営に関する技法とノウハウの伝授・共有が図られることにある。この点は、長官所長会同でも繰り返し議論され、現場にも浸透しており、事件処理の質の向上等に一定の寄与を果たしたといえる。他方で、部の機能強化の取組は、必然的に部全体の業務量の増加をもたらす。特に合議強化の観点から、裁判長への事件配点の割合を減らしている庁では、右陪席裁判官の立場から見ると、業務量は更に増大する。付合議や右主任事件の増加等の形だけが先行してしまうと、かえって合議の充実や陪席裁判官の成長支援が十分図られないおそれがある。同取組への受け止めとし

ては、先輩裁判官の助言が得られやすくなるなど、経験の浅い裁判官のスキル向上につながっているとの意見がある一方、必ずしも事件処理能力の向上につながらず、合議メモの作成や進行合議に要する作業の負担だけが増えることになっている場合もあるのではないか、との意見もある。

(2) 審理運営改善の取組について

民事分野では、当庁では、近年、ITPTを中心に、審理運営に困難が予想される事件を選定し、審理運営の改善策及び書記官事務の改善策を全庁的に共有する「モデル事件の取組」を進めた。また、民事局主催のウェブ会議や司法研修所の研究会等は研究員が参加するほか、多数の裁判官等が傍聴しており、広島高裁管内でウェブ会議による議論も行っている。これら一連の取組により、事件処理への裁判官の姿勢にも変化が見られ、意欲的に審理運営改善に取り組んでいる者もいる。その一方、示された工夫例を実際の事件でうまく使いこなすには至っていない場合もある。その原因として、示された工夫例の目的・効果、あい路、これらを踏まえた代理人への効果的な働き掛けの在り方等について、掘り下げた検討には至っていないことが挙げられる。繁忙な中で新たな実践をすることを躊躇したり、上訴審の反応を気にして二の足を踏んだり、実践したとしても、例えば口頭議論を漫然と行ったり、一覧表の作成自体に必要以上の労力をかけたりするなど、取組の効果が十分得られないまま、業務量が増えることもあるように見受けられる。審理運営改善の取組が、争点中心の合理的、効率的な審理を指向するものであることは、裁判官も抽象的には理解しているが、一方で、紛争の実相を把握する必要があると言われてもいる。争点整理の在り方についての本質にさかのぼった議論がなお必要ではないかと思われる。また、訴訟を合理的、効率的に進行させるには、当事者の理解と協力が不可欠である。裁判員裁判のように、法曹三者が一丸となって審理運営改善に取り組む機運が生じにくく、理解と協力を得ることが難しい面もあるが、この点は弁護士会との議論を粘り強く進める必要性は高い。

刑事分野では、裁判員裁判の実質的協働や公判前整理手続の長期化への対応が大きな課題である。当庁では、司法研修所の実務研究会、連合ブロック協議会、高裁や管内他地裁との研究会等を通じ、これら課題への検討を進めるほか、刑事裁判の迅速化PTを立ち上げ、迅速化を含む審理運営改善の課題につき議論している。刑事分野では、裁判員裁判の在り方をめぐり、刑事裁判の本質にさかのぼった議論が積み重ねられており、裁判の質の向上につながっている。一方、裁判員裁判の運用は良くも悪くも安定期に入っており、実質的協働の議論はややマンネリ化傾向が見られる。公判前整理手続の迅速化については、議論すべきことはほぼ出尽くしているが、現実の裁判において、争点中心の審理が徹底されているかについては、注意を払う必要がある。裁判員非対象事件については、課題を十分共有できていないように思われる。

第2 論点事項(2)について

個々の裁判官が、日々の事件処理における審理運営改善の必要性をよく理解し、主体的、自主的に改善を図るような機運を醸成することが大事である。近時、民事判決書の在り方について、現場の裁判官から提言がされ、勉強会や検討会の機運が各地に広がっていることは望ましい傾向である。審理運営改善の取組は、日々の事件処理で生かされて初めて意味があり、そのことにより、PDCAサイクルも確立する。陪席裁判官の単独事件も含めた審理運営改善の取組を部全体で進めることは、部の機能の活性化の意義、目的に沿うものである。陪席裁判官の負担にも配慮しつつ、審理運営改善の実践を部全体で行うことの重要性について認識共有することが必要である。民事であれ、刑事であれ、ベテラン・中堅裁判官も、自らのやり方に凝り固まることなく、若手裁判官の自由な発想を含めた他者の考え方を柔軟に採り入れることを心掛けるとともに、若手裁判官も、運用の背景にある理念や歴史的経緯を学ぶことを意識し、ベテラン・中堅裁判官と率直な意見交換を行い、争点中心の迅速、適正な審理の実現に向けた認識の共有に努めるべきであろう。民事、刑事、家裁の分野を超え

た形で意見交換を行うことも、各分野を通底する課題を裁判官が感じ取り、課題解決のヒントを得るという意味で効果的であろう（この意味で、昨年司法研修所で実施された各分野横断的な迅速化に関する研究会は有意義であった。）。

所長は、部の機能の活性化の意義・目的や審理運営改善の取組との関係などを分かりやすく伝えるとともに、情報を適切に提供したり、議論の場を設定したりするなどして、裁判官が主体的、自主的に取組を行う雰囲気作りの醸成に努めるべきであろう。そして、各取組が、その目的達成のために真に合理的、効果的なものであるか目配りし、適切なスクラップビルドを行うことも重要である。若手裁判官の悩みについては、部総括等から報告を受け、直接懇談する機会を設けるなどして実情を把握し、所長として、あるいは先輩裁判官としてその悩みについて相談に乗るなど、きめ細かく対応すべきである。

上訴審とは、審理判決の問題点を単に指摘されて終わるのではなく、どう訴訟を進行させるべきかを考える課題解決指向型の意見交換が有益である。広島高地裁懇談会は、民事既済記録を利用して審理の分岐点を抽出し、進行の在り方を追体験する形で議論を進めており、良い取組だと考える。

事務総局及び司法研修所におかれては、協議会や研究会の進め方を一層合理的、効果的なものにしていただくとともに、参加する裁判官の意見や感想も踏まえ、運用に反映していただきたい。

令和5年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会議員名簿
- 2 会同席図
- 3 会同進行予定

令和5年度長官所長会合同員名簿

東京高等裁判所長官	中	村	愼
大阪高等裁判所長官	平	木	正 洋
名古屋高等裁判所長官	八	木	一 洋
広島高等裁判所長官	中	山	孝 雄
福岡高等裁判所長官	中	里	智 美
仙台高等裁判所長官	菅	野	雅 之
札幌高等裁判所長官	白	石	史 子
高松高等裁判所長官	岩	井	伸 晃
東京地方裁判所長	渡	部	勇 次
東京家庭裁判所長	若	園	敦 雄
横浜地方裁判所長	足	立	哲
横浜家庭裁判所長	萩	本	修
さいたま地方裁判所長	小	出	邦 夫

さいたま家庭裁判所長	鹿	野	伸	二
千葉地方裁判所長	小	野	瀬	厚
千葉家庭裁判所長	太	田	晃	詳
水戸地方裁判所長	福	井	章	代
水戸家庭裁判所長	岩	坪	朗	彦
宇都宮地方・家庭裁判所長	手	嶋	あさ	み
前橋地方裁判所長	齊	藤	啓	昭
前橋家庭裁判所長	八	木	貴美	子
静岡地方裁判所長	村	田	斉	志
静岡家庭裁判所長	家	令	和	典
甲府地方・家庭裁判所長	東		亜由	美
長野地方・家庭裁判所長	江	原	健	志
新潟地方裁判所長	蓮	井	俊	治
新潟家庭裁判所長	菊	池	則	明

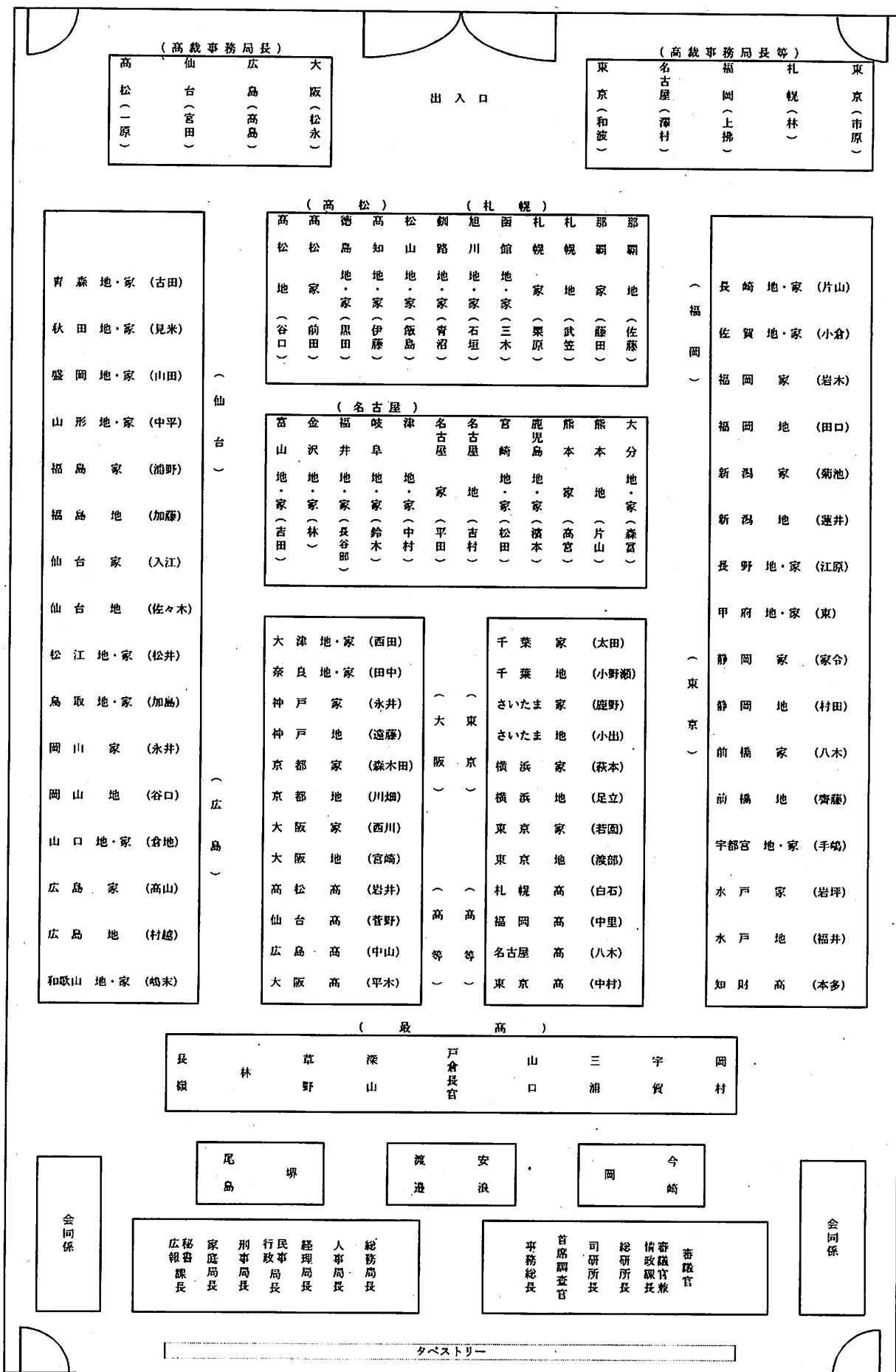
大阪地方裁判所長	宮崎英一
大阪家庭裁判所長	西川知一郎
京都地方裁判所長	川畑正文
京都家庭裁判所長	森木田邦裕
神戸地方裁判所長	遠藤邦彦
神戸家庭裁判所長	永井裕之
奈良地方・家庭裁判所長	田中健治
大津地方・家庭裁判所長	西田隆裕
和歌山地方・家庭裁判所長	嶋末和秀
名古屋地方裁判所長	吉村典晃
名古屋家庭裁判所長	平田直人
津地方・家庭裁判所長	中村さとみ
岐阜地方・家庭裁判所長	鈴木正弘
福井地方・家庭裁判所長	長谷部幸弥

金沢地方・家庭裁判所長	林	俊	之
富山地方・家庭裁判所長	吉	田	彩
広島地方裁判所長	村	越	一 浩
広島家庭裁判所長	高	山	光 明
山口地方・家庭裁判所長	倉	地	真 寿 美
岡山地方裁判所長	谷	口	豊
岡山家庭裁判所長	永	井	尚 子
鳥取地方・家庭裁判所長	加	島	滋 人
松江地方・家庭裁判所長	松	井	千 鶴 子
福岡地方裁判所長	田	口	直 樹
福岡家庭裁判所長	岩	木	宰
佐賀地方・家庭裁判所長	小	倉	哲 浩
長崎地方・家庭裁判所長	片	山	隆 夫
大分地方・家庭裁判所長	森	富	義 明

熊 本 地 方 裁 判 所 長	片	山	昭	人
熊 本 家 庭 裁 判 所 長	高	宮	健	二
鹿 児 島 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長	濱	本	章	子
宮 崎 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長	松	田	典	浩
那 覇 地 方 裁 判 所 長	佐	藤	哲	治
那 覇 家 庭 裁 判 所 長	藤	田	光	代
仙 台 地 方 裁 判 所 長	佐	々 木	宗	啓
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	入	江		猛
福 島 地 方 裁 判 所 長	加	藤		亮
福 島 家 庭 裁 判 所 長	浦	野	真 美	子
山 形 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長	中	平		健
盛 岡 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長	山	田	真	紀
秋 田 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長	見	米		正
青 森 地 方 ・ 家 庭 裁 判 所 長	古	田	孝	夫

札幌地方裁判所長	武笠圭志
札幌家庭裁判所長	栗原壯太
函館地方・家庭裁判所長	三木素子
旭川地方・家庭裁判所長	石垣陽介
釧路地方・家庭裁判所長	青沼潔
高松地方裁判所長	谷口安史
高松家庭裁判所長	前田巖
徳島地方・家庭裁判所長	黒田豊
高知地方・家庭裁判所長	伊藤藤寿
松山地方・家庭裁判所長	飯島健太郎

令和5年度長官所長会同席図(大会議室)



令和5年度長官所長会同進行予定

●第1日目 9:30～17:15

協 議 事 項	意見表明庁	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶		9:30～9:45	15分
1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について		9:45～12:00	135分 (適宜休憩)
(1) これまで、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。他方で、実務を担う裁判官の中にはこれらの取組の効果を実感することができず、事件処理に負担を感じている者もいるのではないかと指摘もある。各分野において裁判官が事件処理に負担を感じる状況にあるか、その内実・程度・原因をどのように分析するか。これまで裁判所全体で行われてきた部の機能の活性化の取組や各分野における審理運営改善に向けた取組は、日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。	横浜家裁(萩本) 広島地裁(村越)	(12:00～13:15)	(昼食)
(2) 事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。		13:15～17:15	240分 (適宜休憩)

●第2日目 9:30～12:00

事務的協議事項	意見表明庁	時 間	備 考
○所管事項説明（総務局）		9:30～10:00	30分
2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議） 裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限発揮させる方策 裁判所においては、デジタル化を契機として、事務の合理化、効率化を図り、職員が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織作りを目指す様々な取組をすすめているところ、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用することが重要であると考えられるが、現状はどうか。仮に将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用できていない実情があるとすれば、その背景・原因としてどのようなことが考えられるか。 これらの背景や原因を解消するために考えられる取組として、どのようなことが考えられるか。その際、所長や上級庁が果たすべき役割は何か。		10:00～12:00	120分 (適宜休憩)

令和5年度長官・所長会同係シナリオ

●第1日目● 6月14日(水)

9:20 報道記者入室、カメラ設置

9:20

○会同係 御連絡いたします。本日は、報道記者が入室しており、最高裁判所長官着席から挨拶が終了するまでの約15分間、カメラ取材及び録音等による取材がございます。

最高裁判所長官挨拶終了後、協議に入りますが、協議に当たりましては、意見要旨の朗読、協議事項の読み上げは省略させていただきます。

【ウェブ会議参加の会会員がいる場合、以下の発言を追加】

ウェブ会議で御参加されている方につきましては、御発言の際はウェブ会議の挙手ボタンを押した状態（かカメラに向かって挙手していただいた状態）でお待ちいただき、長官から指名がありましたら、マイクのミュートを解除して御発言ください。

【追加はここまで】

また、御発言の際は、お手元のマイクのボタンを押して庁名を明らかにし、御発言いただくようお願いいたします。

なお、例年、御発言が聴きづらい場合もあるようですので、御発言の際には、マイクの近くで御発言いただくようお願いいたします。

9:25 報道記者（ペン記者）入室

9:30

○会同係 ただ今から、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同を開催いたします。はじめに最高裁判所長官の挨拶がございます。

9:45 （最高裁判所長官の挨拶終了・報道記者退室）

○会同係 それでは、これから協議に入ります。協議の進行は最高裁判所長官をお願いいたします。

休憩時 適宜

○会同係 ○時〇〇分から協議を再開いたしますので、御着席をお願いいたします。

12:00

(最高裁判所長官が退室した後)

○会同係 昼食について御連絡いたします。別室に昼食会場を用意しておりますので、今から御案内する順に御移動願います。

(以下、移動順に)

①まず、高等裁判所長官及び高裁事務局長の皆様と、司研所長、総研所長は、総長次室に御移動ください。

②次に、知財高裁所長、東京高裁管内及び大阪高裁管内の所長の皆様は、 の大会議室、その他の高裁管内の所長の皆様は、 の特別会議室をそれぞれ昼食会場としております。後方の正面扉から出ていただき、大会議室は 、特別会議室は にお進みいただき、案内板又は係員の誘導に従い、そちらに御移動ください。なお、所長の皆様のうち、昼食費用の支払がお済みでない方がいらっしゃいましたら、午後零時15分まで、大会議室前ロビーで受け付けております。

なお、大会議室には、休憩時間中、係員を待機させておりますので、お荷物などは、置いたままにしないで差し支えございません。

13:15

(最高裁判所長官入室・協議再開)

休憩時 適宜

○会同係 ○時〇〇分から協議を再開いたしますので、御着席をお願いいたします。

17:15

(最高裁判所長官が本日の協議を終了する旨発言)

○会同係 これで第1日目の協議を終了いたします。

(最高裁判所長官が退室した後)

○会同係 会同員の皆様に御連絡いたします。

【パターン① 協議終了時刻が午後5時35分までの場合】

協議に引き続きまして、午後5時45分から、 の特別会

議室において行われる懇談会の関係で一点お願いがございます。マスクの着用は任意ではございますが、マスク会食への御協力をお願いしたいと存じます。お話しになる際には、マスクの御着用をお願いいたします。

会場の準備は整っておりますので、ただ今から、適宜御移動ください。

【パターン② 協議終了時刻が午後5時35分を過ぎた場合】

協議に引き続きまして、[]の特別会議室において行われる懇談会の関係で一点お願いがございます。マスクの着用は任意ではございますが、マスク会食への御協力をお願いしたいと存じます。お話しになる際には、マスクの御着用をお願いいたします。

開始予定時刻が迫っております（開始予定時刻を過ぎております）が、御参加の皆様がお揃いになり次第、開始したいと思いますので、すぐに会場に御移動ください。

【※パターン別はここまで※】

なお、懇談会においても軽装で差し支えございません。

この大会議室は、明日の朝まで施設しますので、お荷物などは、置いたままにさせていただいて差し支えございません。

なお、明日の開始時間は、午前9時30分となります。

●第2日目● 6月15日(木)

9:30

○会同係 ただ今から、2日目の協議を開始いたします。協議の進行は事務総長にお願いいたします。

休憩時 適宜

○会同係 〇時〇〇分から協議を再開いたしますので、御着席をお願いいたします。

12:00

(最高裁判所長官が協議を終了する旨発言)

○会同係 これで令和5年度長官・所長会同を終了いたします。

(最高裁判所長官が退室した後)

○会同係 御連絡いたします。会同はこれで終了となりますが、高裁長官及び高裁事務局長の皆様のうち昼食を希望された方については、総長次室から昼食会場に御案内いたします。

所長の皆様のうち事前に希望された方については、[]の特別会議室に昼食会場を用意しておりますので、案内板又は係員の誘導に従い、御移動ください。

なお、ハンセン病資料館に訪問される方は、[]

[]ので、御注意ください。

令和5年6月14日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

我が国においては、社会経済状況の変化や情報通信技術の発展に伴い、人々の行動様式や意識は絶えず変化し、多様化しています。とりわけ社会のあらゆる分野におけるデジタル化の進展と三年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う行動制限は、人と人との関わり方、仕事の仕方やライフスタイルを大きく変容させました。その中で、裁判所は、裁判の機能の本質を見据えつつ、社会の変化の流れや国民の意識を敏感かつ的確に捉えて柔軟かつ大胆に諸課題に対応し、その紛争解決機能を一層充実強化するための不断の努力を重ねていかなければなりません。

現在、裁判所では、裁判手続のデジタル化を最重要課題として取り組んでいます。より質の高い司法サービスを提供するという観点からは、関係する各部門において、システム開発も視野に入れ、手続利用者の利便性を向上させるとともに、より一層合理的かつ適切に事務が遂行されるよう、検討を進めていくことが肝要です。

具体的な検討内容は、分野や課題により違いがありますが、経験あるいは生活条件の異なる裁判官が、独立して事

件を処理するという制度の下では、大多数の裁判官が無理なく実践可能な審理運営を目指し、その検討・実践の手法も、各裁判官等が審理の運営改善の工夫を行うことを支援しつつ、その成果を共有できる機会を設けるなど、日々の執務に密着した負担の少ないものにする必要があります。これまでに蓄積されてきた経験に裏打ちされた合理的な手法を次の世代の裁判官等に継承することも、これらの検討・実践を実りあるものにする上で極めて有益です。

デジタル化の検討が先行する民事訴訟の分野では、担当事件全体の合理的なマネジメントという観点から、手続の負担を全体として軽減しつつ、必要な部分には十分な精力を投入できるような審理方法の検討を通じ、審理期間の長期化傾向等の課題に対応することが求められます。とりわけ、デジタル化後のディスプレイ上の記録検討を見据えても、書面や証拠の読込みの負担を合理的なものとすることは喫緊の課題といえます。

民事訴訟に続き、先日、民事執行、民事保全、倒産、家事事件等の手続を全面的にデジタル化する改正法も成立し、今後、これに対応するための審理運営の見直しを進めることとなります。感情的対立の深刻な家事事件におい

て、当事者の負担感を軽減するなどの見地からは、家事手続の期日等におけるウェブ会議の効果的な活用について、十分な研究をしておくことも大切です。

デジタル化のための法整備の検討が進められている刑事の分野では、裁判員裁判対象事件だけでなく、争いのある非対象事件についても、デジタル化に対応するという観点から、人証中心、公判廷中心の審理を実践、深化させるための検討が求められます。長期化傾向が課題である裁判員裁判における公判前整理手続についても、デジタル化後の手続等のイメージを念頭に合理的な運営の在り方を検討することが求められます。

成年後見関係事件については、昨年３月に定められた第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ司法機関としての役割を適切に果たしていく必要があります。また、少年事件では、改正少年法の下、特定少年も含め、個々の少年の資質面や環境面等の具体的な問題に即して、改善更生に向けた適切な働きかけや処遇選択を行うための検討が求められます。

先日、記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書を公表しました。歴史的、社会的意義を有する多くの記録が

失われる事態となった原因は最高裁の対応の不適切さにあったものであり、そのことを率直に反省しています。今後、報告書において示した様々な改革の取組を通じて、将来に向けて国民共有の財産としての記録の適切な保存に向けた運用を確保していくことが重要です。

裁判所の紛争解決機能を充実させるためには、これを支える裁判所職員の一人一人が持てる力を十全に発揮できることが不可欠です。そのためには、デジタル化の取組も含め、裁判部門と司法行政部門が一丸となって合理的・効率的な事務処理態勢を構築するとともに、裁判所職員の能力向上を支援する態勢を充実してその能力を中核的事務において十分に発揮させ、働き方改革を進めてワークライフバランスにも配慮するなど、裁判所を、より一層やりがいを持って働くことのできる魅力ある職場にするための施策を強化する必要があります。また、^{かつ}闊達で多様な議論は、裁判だけではなく、司法行政を含めた裁判所の活動全体の要であり、職種や経験、世代の違いを超えて率直な意見交換を行い、失敗を恐れず運営改善に挑戦する機運を醸成することが重要です。国民から負託された裁判所の責任を果たすべく、裁判所職員それぞれが真摯に、前向きに職責を果

たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

（外見は前巻と同じく、） 以上

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

（前巻の巻頭文、題詞、） 前巻の巻頭文、題詞、

令和5年度長官所長会同・議事概要

(6月14日、15日実施)

- 1 6月14日、15日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においては、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について、協議を行った。これまで裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。現場の各裁判官が、これらの取組の効果を実感できているか、取組に向けられた労力や負担はどうかといった観点から、裁判手続のデジタル化を見据え、また、裁判官の置かれた環境や働き方に関する意識の変化を踏まえ、裁判官全体として、最も効果的にその能力を発揮し、司法サービスの提供を充実させていくための方策につき意見交換を行った。

これまでの部の機能の活性化や審理運営改善の取組は、部全体の事件処理への目配りや争点に即した形での審理を志向するものであり、裁判の質（裁判の迅速性を含む。）の向上を図ろうとするもので、一定の成果を上げつつあるとの意見があった一方、事件が複雑困難化し、その事件処理の負担が重くなっていることやワークライフバランスの観点を踏まえると、これらの取組には一定の負担があることは否定できないとの意見があった。他方で、これらの取組は、合理的・効率的審理も志向するものであり、事件処理の負担を軽減する効果もあることから、今まで以上に事件処理に即したものとするなど一層の合理化・効率化を図って、その効果をより実感できる形で進めていく必要があるのではないか、といった指摘があった。また、裁判事務のデジタル化は、事件処理に対する負担感を改善する重要な手段となり得るのではないかとの意見も多数あった。

さらに、必要な技法の継承を意識的に行うなど、若手を含めた陪席裁判官の負

担感を軽減するための方策がこれまで以上に重要である、所長としては、これらの取組の目的や意義を踏まえ、そのための活動につき適時適切にスクラップアンドビルドを行うべきであるといった意見が出されたほか、各裁判官が主体的、自主的に、かつ失敗を恐れずに挑戦できる環境作りに努め、その中で成功体験を積み重ねることができるようにすること、若手裁判官の悩みに寄り添った助言を行うなどきめ細かく対応していくことが求められるといった議論がされた。最高裁や司法研修所も、研修等に参加する裁判官の意見や感想を把握し、これを的確に反映した研修等や情報提供を実施するなどの工夫が必要であるとの意見も出された。

2 所管事項説明

事務総局から参加者に対して記録廃棄の問題が最高裁の不適切な対応に起因している等の報告書の要点を改めて説明するとともに、各庁の協力を得ながら、適切な記録の保存のための作業を進めていくつもりであることなどを説明した。出席した所長からは、裁判所全体として、記録の歴史的社会的意義を共有して、記録廃棄の問題を真摯に受け止め、適切な記録の保存に取り組んでいく必要があるなどの発言があった。

3 事務的協議

裁判所が継続的に質の高い司法サービスを提供していくためには、裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限発揮することができる環境整備が必要であることが確認された。デジタル化にとどまらず、今後の裁判所の在り方について、これまでの考え方に捉われず、柔軟な新しい発想で検討していく必要があるところ、将来を担う世代の意見を取り入れていくことが重要であるとの意見が多数出された。将来を担う世代の意見を取り入れることができているかについては、近時のデジタル化についての意見交換を中心として従来よりも取り入れられていると受け止めている者もいるとの意見がある一方で、未だ十分でないとの指摘が多く出され、その要因についても議論された。これらを踏まえ、所長にお

いては、将来を担う世代の裁判官・職員の意見を適切に汲み取ることができるよう環境を整えるとともに、その意見をこれまで以上に活用していけるよう一層の工夫を行うことが必要であり、上級庁としても、そのような所長の取組を支援していく必要があるとの認識が共有された。